

## 前回定例会（平成 25 年 2 月 6 日）以降の行政の動き

平成 25 年 3 月 6 日  
新潟県原子力安全対策課

## 1. 安全協定に基づく状況確認

2月12日、柏崎市・刈羽村とともに、月例の状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- ・ 5号機 非常用ガス処理系放射線モニタの誤設定の現場
- ・ 5号機 分析試料（低レベル放射性物質）の誤廃棄の現場

## 2. 安全管理に関する技術委員会の開催

2月19日、平成24年度第6回の技術委員会を開催しました。また、同日、柏崎刈羽原子力発電所を視察しました。

技術委員会では、平成24年度の議論を一旦整理することとしており、この整理となる「福島第一原子力発電所事故を踏まえた課題（案）」について、座長からご説明いただき、議論していただきました。なお、重要事項については引き続き議論を続けるものとしています。

その他、前回示した検証項目に対する東京電力の対応状況や、前回の委員会で提出された委員質問に対する回答について議論しました。

## 3. 新安全基準骨子案に関するパブリックコメントへ意見提出

2月28日、原子力規制委員会が意見を募集している「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に対して、同委員会へ意見を提出しました。

〔意見の例〕

- ・ 福島第一原子力発電所事故の検証がないうちに、新たな安全基準が策定されるとすれば、真に安全を確保することはできない。
- ・ オンサイトの対応は、原則事業者となっているが、例えば、海水注入の判断などを単に事業者に手順書の作成等を求めるだけでなく、国が予め手順、責任を明確化すべき。

## 4. 原子力災害への対策強化の国への要請

昨年度、原子力発電所の事故への対応及び原子力災害への対策の強化を求めていましたが、2月6日、原子力規制委員会から回答が届きました。

しかし、回答には、必要な対策についての具体的な内容が記載されておらず、実効性のある対策を構築することができるのか明確になっておらず、早急に検討を進め、具体的に回答するよう、改めて同委員会へ要請しました。

## 5. その他

2月25日：報道発表〔地震時の運転状況等の確認〕

本日16時23分頃に発生した、関東地方を震源とする地震により、柏崎刈羽原子力発電所の運転状況に、現在、異常はありません。

1、2、3、4、5、6、7号機……定期点検により停止中

柏崎市：震度2、刈羽村：震度2を観測しました。

発電所内で観測した最大加速度：2.6ガル（1号機）

東京電力によれば、重要警報は発生していません。

県が実施している放射線モニタリング結果でも、異常な値は検出されていません。

2月28日：報道発表〔「原子力災害対策指針」の改定案への知事コメント〕

昨日、原子力規制委員会において、「原子力災害対策指針」の改定案が了承されました。改定案に対するパブリックコメントには、最前線で防災対策を担う地元として、本県から多くの意見を提出したところです。

しかしながら、本県の意見は反映されていない項目が多く、加えて多くの重要な事項が今後の検討課題として先送りされております。

国民の安全と真摯に向き合う姿勢に欠ける、原子力規制委員会のこのような進め方は遺憾であり、自治体や国民の信頼を大きく損なうものであります。

新たな安全基準についても、本日、意見を提出しております。

原子力規制委員会は、原子力防災や安全対策への取組みについて、真摯に対応するよう、あらためて強く求めます。

3月4日：報道発表〔原子力防災訓練の実施について〕

福島第一原子力発電所事故等を踏まえて見直しを行った新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて訓練を実施します。

※ 別途、ご説明いたします。

新安全基準骨子案パブリックコメントへの新潟県意見の概要

1 新安全基準全体への意見

- ・福島第一原子力発電所事故の検証がないうちに、新たな安全基準が策定されるとすれば、真に安全を確保することはできないものとする。
- ・炉規法に定める安全基準だけでなく、例えばオフサイトの防災対策や事故対応に係る労働法制等、原子力に関わる法制度全体の中で、事故対応等について整備すべきと考える。そのため、国全体で原子力災害のような危機に対応する制度・仕組みを設けた上で、諸外国と比較して劣るものでないことを説明すべき。
- ・安全基準に対し、最新の知見が常に取り込まれる仕組みが必要。
- ・立地自治体の意見を取り入れる仕組みが必要。

2 設計基準への主な意見

- ・単一故障が安全上支障のない期間で除去又は修復できるかどうかの確認をどのように行うのか明示が必要。

3 シビアアクシデント対策への主な意見

- ・オンサイトの対応は、原則事業者となっているが、例えば、海水注入の判断などを単に事業者手順書の作成等を求めるだけでなく、国が予め手順、責任を明確化すべき。
- ・事故対応結果に伴う、廃炉等の事業損失に対するセーフティネットの整備
- ・事故対応における高線量率環境下の労働法制の整備
- ・事業者個別サイトの対応を任せるとはならず、国として想定外の事故対応をする特殊部隊が必要

4 新安全基準（地震・津波）への主な意見

- ・「複数の活断層の連動」の考え方について、事業者に考慮することを求めるだけでなく、規制当局として考慮すべき基準を明示すべき。